

秩父税務署からのお知らせ



①所得税および復興特別所得税の申告は、自分で作成してお早めに！

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の提出期限は、平成31年3月15日（金）です。

国税庁HPの「申告書作成コーナー」でご自宅のパソコン等から作成し、ID・パスワードを利用しますとe-Taxで簡単に申告ができます。

②申告書を作成するときは

国税庁HPの「申告書作成コーナー」を利用すると、ご自宅のパソコンやスマートフォンから作成することができます。作成した申告書は、e-Taxを利用し提出できるほか、プリンターで印刷した「書面」により提出することもできます。

- 1 給与所得者の方（年末調整済み）で医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます！
- 2 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

③e-Taxの利用手続きがより便利になりました

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも・・・ID・パスワードを利用し、e-Taxでの申告ができます。

ID・パスワードの申請・取得は、税務署の窓口でできます。申請者ご本人の運転免許証などの本人確認書類をご準備ください。

④所得税等の申告相談について

【確定申告会場】 秩父税務署

【開設期間】 平成31年2月18日（月）～3月15日（金）（土、日曜日を除く）

【相談受付】 午前8時30分～午後4時（提出は午後5時）

【相談開始】 午前9時

※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

⑤税務署閉庁日の提出方法

閉庁日（土・日曜日・祝日）は、秩父税務署での相談・受付は行っていませんが、確定申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

（e-Taxを利用すれば、24時間・自宅のパソコン等から・いつでも申告できます！）

⑥納期限と振替納付日

【申告期限と納期限】 平成31年3月15日（金）

【振替納税の口座振替日】 平成31年4月22日（月）

問合せ 秩父税務署 ☎0494-22-4433

甲種防火管理 新規講習会

比企広域消防本部では、消防法に定める防火管理者の資格を取得するための講習会を次により開催します。

開催日 2月20日（水）、21日（木）の2日間

場 所 比企広域消防本部 講堂
（東松山市上野本1300-1）

費 用 受講費3,650円

資 格 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的な地位にある方（管内在住・在勤者優先）

【申込み方法】

2月12日（火）～15日（金）午前8時30分から午後5時までに受講費を添えて消防本部予防課または小川消防署消防課へお申込みください。なお、定員80名になり次第締め切らせていただきます。（比企広域消防ホームページ掲載中）

【問合せ】

比企広域消防本部
予防課 ☎23-2268

春の全国火災予防運動

3月1日（金）～7日（木）

備えよう！住宅用火災警報器

全国統一防火標語「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】
ー3つの習慣・4つの対策ー

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※防火ポスター展示

村内小学4年生の入選作品です

と ころ 東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」
1階展示ホール

展示期間 3月1日（金）～7日（木）開館時間内

問 合 せ 小川消防署 消防課 ☎72-3565